

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 193 号（諮問第 201 号）

件名：何度も開示請求していることがわかる文書の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 10 月 8 日

2 原処分

令和 2 年 10 月 22 日（不開示（不存在）決定）

愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、審査請求人に係る別記の自己情報開示請求について、廃止前の愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 21 条第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 11 月 24 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 12 月 24 日

5 審議会の結論

公安委員会が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が作成した平成 31 年 2 月 20 日付け質問書に対して、審査請求人が公安委員会に何度も開示請求していることが分かる文書であると認められる。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 実施機関によれば、公安委員会が、審査請求人から令和元年 5 月 24 日に受理した自己情報開示請求（以下「前回開示請求」という。）の請求内容について開示請求を受けたのは、当該開示請求が初めてであり、何度も開示請求を受けた事実はなく、弁明書（令和元年 9 月 24 日付け愛公発第 286 号。以下「前回弁明書」という。）においても、そのような主張はしていないとのことである。また、審議会に対しても、そのような説明をしていないとのことである。

イ 当審議会において前回弁明書を確認したところ、前回開示請求の請求内容は、審査請求人が平成 31 年 2 月 20 日付けで公安委員会宛てに提出した質問書に関するものであることが認められた。また、前回弁明書において、公安委員会は、審査請求人が同一の文書を何度も開示請求している旨を主張しているわけではないことが認められた。さらに、当審議会において公安委員会がそのような説明をした事実も存在しない。

ウ 他に審査請求人が作成した平成 31 年 2 月 20 日付け質問書に対して、審査請求人が何度も開示請求していることをうかがわせる事情も認められないことから、本件開示請求に係る保有個人情報を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象保有個人情報の存否については、前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

愛知県個人情報保護審議会が作成した答申令和 2 年 8 月 25 日、不服申立て事案答申第 143 号、不服申立て事案諮問第 168 号において「実施機関は、開示請求者が同一の文書を何度も開示請求していることから、今回は関係する全ての文書を一括して決定したと主張している。」そこで、私が作成した平成 31 年 2 月 20 日付け質問書に対して、何度も開示請求していることがわかる文書の開示を求める。

公安委員会保管のもの